

## 柏市民ギャラリー 指定管理者が行う提案事業のガイドライン

本資料は柏市民ギャラリーにおいて指定管理者が提案事業を実施する際のガイドラインを示すものです。

本市では、指定管理者が持つ知見やネットワークなど様々なノウハウを活用いただくことにより、①柏市ゆかりの有名芸術家作品の企画展示の実施のほか、柏市内に作品所蔵者が存在する美術作品等の企画展示の実施、国内外で評価を受けている芸術家作品の企画展示の実施、その他市民に有益と考えられる企画展示を実施すること、②柏市民ギャラリーの認知度を高めること、③指定管理者は事業の企画立案を行い、本市（教育委員会）と相談の上、実施すること、④事業の広報にあたりホームページやSNSを活用し広く映像配信したり、事業に関連したイベントを実施するなど、企画展の来場者の増加につなげる創意工夫をすることを期待しています。

事業の実施にあたっては、市民利用に支障のない範囲で実施するものとします。そのため、2年に1回（令和9年度、令和11年度）の開催とし、具体的な開催日程については本市（教育委員会）と協議の上、決定するものとします。

1回の事業費の上限は400万円程度とし、事業の実施にかかる経費については、指定管理料（提案事業の実施を踏まえ算定されるものとする。）及び利用料金で賄うものとする。

※なお、提案事業で得た収入について、市が承認した場合に限り、指定期間内においては、次年度以降の提案事業やその施設の効用を高める備品及び消耗品購入にも充てられることとします。ただし、最終年度満了時に精算し残額が発生した場合には市の収入となるため、指定管理者はすみやかに市への納入をお願いします。

基本方針		
事業区分	内容	実施回数
<b>市民に芸術文化鑑賞の機会を提供すること</b>		
芸術鑑賞事業	市民ギャラリーを市民等に貸出し、芸術文化活動の発表の場として施設を利用するのみでなく、価値ある芸術作品の鑑賞機会を市民に提供し、ギャラリーの認知度を高めるための事業の実施	隔年